

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第4号様式から第14号様式までの規定中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局経営戦略室)